



中津近郊の職業訓練のご案内

公共職業訓練

ハロートレーニング
～急がば学べ～

科目	訓練目標	募集期間	訓練期間	訓練場所
介護実務者研修科 (中津②)	介護職員としての職業倫理を学び、さらに社会福祉の基礎知識、技術等専門的な知識を学ぶことで益々進む少子高齢化に対する課題等に気づく力を習得するとともに、高齢者・障害者等に対応できる技能技術を習得する。	令和8年6月15日～ 令和8年8月24日	令和8年9月29日～ 令和9年2月26日	中津総合ケアセンター いずみの園
				中津市大字永添2744番地

求職者支援訓練

※雇用保険受給者であっても求職者支援訓練の受講を強く希望し、その必要性が認められれば訓練対象となります。

科目	訓練目標	募集期間	訓練期間	訓練場所
AI 活用 Java・Python プログラミング科 (eラーニングA)	基本的なプログラミング言語の仕組みをJava、Pythonなど主要な言語で学び、ソフトウェアの改修、設計など実務に活かせる能力を身につける。	令和8年8月21日～ 令和8年9月25日	令和8年10月21日～ 令和9年4月20日	(株)ソラコムサイテック 大分支部
				大分市金池町2-4-6 九州電力大分ビル別館109
Webデザイン・ コーディング実践科 (eラーニングA)	Web制作やデザイン・広報に関する職務に従事するために、Webサイト制作・管理技術やデザイン技術を学ぶ。また、現場で求められるコンセプト開発力やクライアントワークのスキルを身につけることも目指す。	令和8年8月21日～ 令和8年9月25日	令和8年10月21日～ 令和9年2月20日	東九州ライフキャリアスクール eラーニング 大分校
				佐伯市鶴岡西町2丁目213 鶴望トリムマンションⅡ 205号室

【公的職業訓練受講にあたっての留意事項について】

- ① 雇用保険受給中の方は、入校日に一定程度の所定給付日数が残っていないと「受講指示」ができませんので、ご注意ください。(右表参照)

「受講指示」を受けると・・・

- ・ 訓練終了日まで基本手当の給付日数が延長されます。
- ・ 訓練中は、基本手当、受講手当(40日が限度)及び通所手当(手段・距離に応じて)が支給されます。
- ・ 給付制限中の方は、訓練受講開始日以後の期間について給付制限が解除になります。

「受講指示」に必要な所定給付残日数

所定給付 日数	給付制限 あり	給付制限 なし
90日	31日	1日
120日	41日	
150日	51日	31日
180日	61日	
210日	71日	
240日	91日	
270日	121日	
300日	151日	
330日	181日	
360日	211日	

- ② 学習した訓練内容を活かした就職を希望しない方や取得可能な資格をすでにお持ちの方などは、応募できません。
- ③ 入校にあたっては、選考試験があります。
- ④ 訓練は期間中の土日祝を除く毎日およそ6～7時間です。
- ⑤ 基本的に職業訓練は、一度受講すると1年間は別の訓練への受講はできません。
- ⑥ 雇用保険を受給できない方は一定の支給条件を満たす場合、職業訓練受講給付金を受けながら、訓練を受講できます。(詳しくは裏面をご覧ください。)

※応募についてのご相談等は、お住まいの管轄ハローワークをお願いします。

- 大分県内の職業訓練については大分労働局のHPに掲載されています。
職業訓練でステップアップ!! 資格や技能を身につけましょう!!

訓練情報はこちら



「求職者支援制度」があります !!

1. 「求職者支援制度」について

雇用保険を受給できない求職者の方が、職業訓練によるスキルアップを通じて早期就職を目指すための制度です。

- ・「求職者支援訓練」又は「公共職業訓練」を受講できます。
 - ＊ 原則として、入学金や受講料は無料であるが、テキスト代や資格等受験料などは自己負担。
- ・ 訓練期間中および訓練修了後もハローワークが積極的な就職支援を行います。

◆ 支援対象者(＝特定求職者) (次の要件を全て満たすことが必要です)

- ① ハローワークに求職の申込みをしていること
- ② 雇用保険被保険者や雇用保険受給者でないこと
- ③ 労働の意思と能力があること
- ④ 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワーク所長が認めたこと

- ※ 在職中(週所定労働時間が20時間以上)の方、短時間労働や短期就労のみを希望される方などは、原則として特定求職者に該当しません。
- ※ 特定求職者であるだけでは職業訓練受講給付金は支給されません。(別途、職業訓練受講給付金の支給要件を満たす必要があります。)

例えば、

- 雇用保険に加入できなかった方
- 雇用保険を受給中に再就職ができないまま支給終了した方
- 雇用保険の加入期間が足りずに雇用保険を受けられない方
- 自営業を廃業した方
- 学卒未就職者の方 など

2. 「職業訓練受講給付金」について

◆ 支給額

- 職業訓練受講手当 : 月額10万円
- 通所手当 : 職業訓練実施機関までの通所経路に応じた所定の額(上限額あり)
 - ＊ 受講手当の対象とならない場合でも収入が一定以下かつ他の支給要件を満たせば、通所手当のみ支給可能。
収入が一定以下: 本人の月収が12万円以下、かつ、世帯月収が34万円以下
- 寄宿手当 : 月額10,700円

- ※ 「職業訓練受講給付金」は、支給単位期間(原則1か月)ごとに支給します。「支給単位期間」とは、原則訓練開始日を起算日として1か月ごとに区切った個々の期間のことを指します。支給単位期間が一つ終わるごとに、ハローワークが指定した日にハローワークに來所し、「職業訓練受講給付金」の支給申請と職業相談を行います。
- ※ 支給単位期間における日数(支給単位期間のうち、「職業訓練受講給付金」の対象となる日数)が28日未満の場合は、支給額を別途算定します。
- ※ 「通所手当」は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通所経路・方法による運賃または料金の額となります。
- ※ 「寄宿手当」は、訓練を受けるため同居の配偶者などと別居して寄宿する場合でハローワークが必要性を認めた方が対象となります。

◆ 支給要件(次の要件を全て満たすことが必要です)

- ① 本人収入が月8万円以下(※1)
- ② 世帯全体の収入が月30万円以下(※1、2)
- ③ 世帯全体の金融資産(現金・預貯金・債権・株式・投資信託・暗号資産等)が300万円以下(※2)
- ④ 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- ⑤ 全ての訓練実施日に出席している(※3)
(やむを得ない理由の場合でも、支給単位期間ごとに8割以上の出席率がある)(※4、5)
- ⑥ 世帯の中に同時にこの給付金を受給して訓練を受けている人がいない(※2)
- ⑦ 過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けたことがない
- ⑧ 過去6年以内に、職業訓練受講給付金の支給を受けていない(連続受講の場合を除く)

- ※1 「収入」とは、税引前の給与(賞与含)、事業収入、役員報酬、不動産賃貸収入、各種年金、仕送り、養育費その他全般の収入を指します(一部算定対象外の収入もあります)。
- ※2 「世帯」とは、本人のほか、同居または生計を一つにする別居の配偶者、子、父母が該当します(内縁の関係にある者は「配偶者」とみなします。内縁の関係にあるか否かの確認は、住民票謄本の続柄等の「夫(未届)」等の記載によって確認します。)
- ※3 「出席」とは、訓練実施日に全てのカリキュラムに出席していることをいいます。ただし、やむを得ない理由により訓練に遅刻・欠課・早退した場合で、1実施日における訓練の2分の1以上に相当する部分を受講したもののについては、「1/2日出席」として取り扱いします。また、例外として、育児・介護を行う方や、求職者支援訓練の基礎コースを受講する方については、欠席理由を証明できない場合であっても訓練実施日の2割までは欠席が認められます。
- ※4 「8割以上」の出席率とは、支給単位期間ごとに訓練実施日数から欠席した日数と「1/2日出席」した日数を控除して出席日数を算定(端数が生じた場合切捨て)し、支給単位期間ごとに訓練実施日数に占める当該出席日数の割合が8割以上であることを指します。
- ※5 やむを得ない理由以外の理由により受講しなかった日がある場合は、原則として不支給となります。ただし、求職者支援訓練の基礎コースを受講している方、子の養育を行っている方、親族(一定範囲に限る)の介護を行っている方が、訓練実施日(訓練実施日(訓練実施時間)の8割以上出席している場合、やむを得ない理由以外の理由により受講しなかった日数に応じて減額した上で職業訓練受講給付金を支給します。